

多面的機能支払交付金の概要

多面的機能支払交付金は、**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- 1) 地域資源の基礎的な保全活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など）
- 2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（活動組織の体制強化、保全管理構想の作成など）

(2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- 1) 地域資源の資的向上を図る共同活動
 - ① 施設の軽微な補修（水路、農道、ため池の軽微な補修など）
 - ② 農村環境保全活動（水質調査、外来種の駆除など）
 - ③ 多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など）
- 2) 施設の長寿命化のための活動（老朽化が進む水路等の補修・更新など）
- 3) 組織の広域化・体制強化

活動の手順

1) 組織の設立

- ① 対象地域の設定（農振農用地を中心に水路や農道など、まとまりのあるエリア設定を行います）
- ② 構成員の取りまとめ（農業者、地域住民、自治会等で構成します）
- ③ 規約（案）の作成と総会の開催（活動における規約を設定し、総会で構成員に周知します）

2) 事業計画の認定（計画期間は5年間）

- ① 活動に取り組むにあたり、活動計画書を作成し、町へ提出して、認定を受ける必要があります。

3) 交付金及び概算払の申請

- ① 当該年度の活動に必要な交付金を町へ申請し、交付決定の通知を受けます。
- ② 必要に応じて、概算払請求書を町へ提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

4) 活動の実施・記録

- ① 事業計画に基づき、農用地、水路等の地域資源の保全管理等を実施します。
- ② 実施した日々の活動について、作業内容や金銭の収支等を記録します。

5) 活動の報告

- ① 当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、町に提出します。